

目的

自動販売機の運転に伴うCO₂排出量の抑制。

CO₂抑制



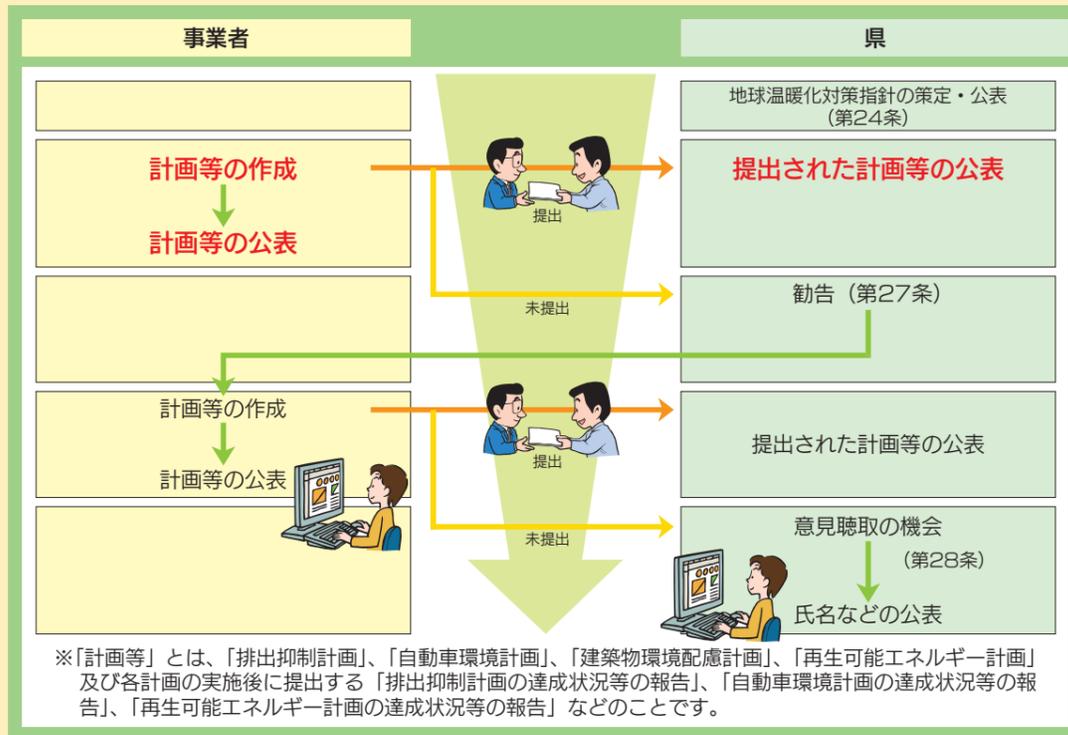
対象

飲食物を提供する自動販売機の設置又は管理をする事業者。

内容

- 平成18年3月に制定された長野県地球温暖化対策条例の第12条第1項第3号及び施行規則第4条第1項第3号により、「飲食物を提供する自動販売機の設置又は管理をする事業者で、当該事業者が県内において設置又は管理をするすべての当該自動販売機の原油換算エネルギー使用量を合算した量が1,500キロリットル以上であるもの」は「その事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画（排出抑制計画）を定めなければならない」としている。
- 排出抑制計画は毎年度策定する。策定した排出抑制計画は知事への提出が義務づけられており、知事には提出された計画の公表義務がある。
- 排出抑制計画には、以下の内容を含めるものと定められている。
 - 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量
 - 前号の排出の量について事業者が自ら定める目標
 - 前号の目標を達成するための基本方針及びその基本方針に基づき講ずる措置
 - 前3号に掲げるもののほか、事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項
- 排出抑制計画を提出した事業者は、計画提出の翌年度に、温室効果ガス排出量、目標の達成状況、目標達成のために講じた措置等を含む達成状況報告書を提出しなければならない。

計画等の手続きの流れ



※「計画等」とは、「排出抑制計画」、「自動車環境計画」、「建築物環境配慮計画」、「再生可能エネルギー計画」及び各計画の実施後に提出する「排出抑制計画の達成状況等の報告」、「自動車環境計画の達成状況等の報告」、「再生可能エネルギー計画の達成状況等の報告」などのことです。

出典：長野県ホームページ等より環境省作成

適用実績

平成19年度：4事業者から排出抑制計画の提出があった。

施策立案の背景・経緯

- 県内の温室効果ガスは増加（2004年度は基準年度比14%増加）しており、その解決には、地域の一人一人の取り組みが必要である。そうした取り組みを促進するために条例を制定した。

施策実施にあたっての工夫など

条例の制定にあたっては、平成17年度に長野県環境審議会の地球温暖化対策検討会を10回開催し、検討会委員や関係団体との意見交換を行いながら内容の検討を行った。

さらに、検討会としての成果である条例の骨子や要項について、県内の様々な地区で説明会を開催し事業者等の理解促進を図った。

関係資料

長野県地球温暖化対策条例について（条例本文、パンフレット、排出抑制計画書の公表など）
<http://www.pref.nagano.jp/seikan/kankyo/ondan/jourei/>



出典：長野県ホームページ

目的

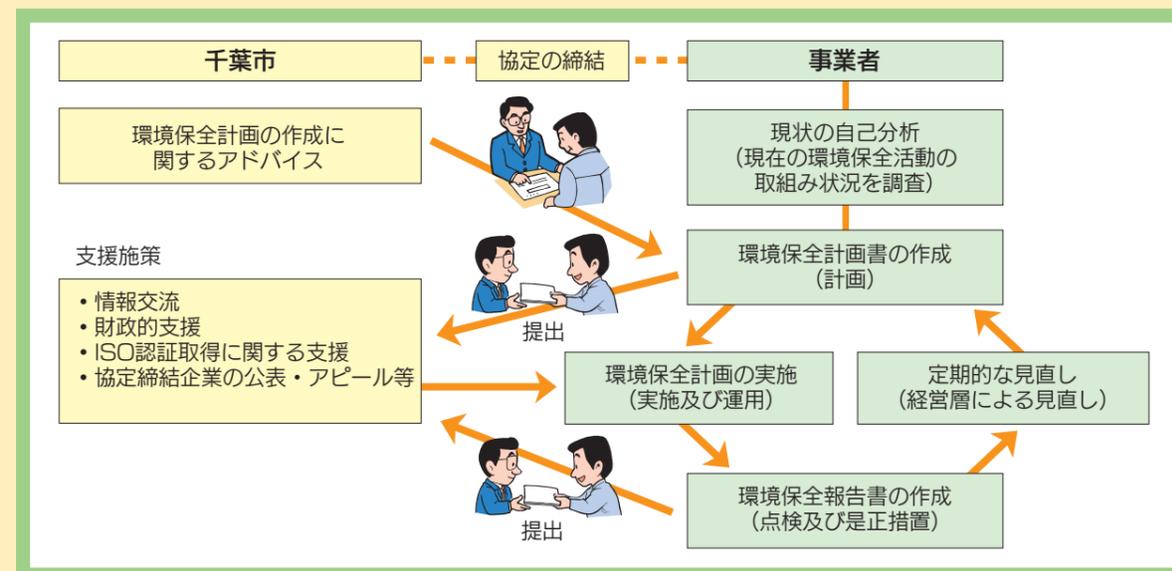
事業者に対する環境保全意識の啓発。

対象

製造業を除く全事業者（約3万事業所）。

内容

- 市と事業者（製造業を除く）との間で罰則の無い「紳士協定」を締結し、環境保全行動を促す。
- 事業者は協定締結期間（5年間）の毎年、具体的な取組目標や内容についての「環境保全計画書」と、点検結果や是正措置についての「環境保全報告書」を市に提出する。
- 市は協定締結事業者を市ホームページ・情報誌等で公開するとともに、年に一回セミナーを開催して情報提供を行う。
- 市が提供する協定書例に含まれる主な環境保全行動は下記の通り。協定内容は事業者の自主性に任せられており、現段階では協定内容に対する指導等の措置は行われていない。
 - 低公害車の導入
 - 紙類の使用の原料及び再資源化
 - エコドライブの推進
 - グリーン購入
 - 省エネルギー対策の推進
 - 緑化の推進
 - 水資源の保全及び節減
- 協定の締結・運用体制は下記の通り。



出典：千葉市ホームページ等より環境省作成

適用実績

- 220事業所(H20.3末現在)
- 協定締結は随時受け付けている。
 - 規模、業種は様々。事業所単位の協定締結であり、本社が千葉市外にあるチェーン流通店舗の締結実績もある。
 - 年間50事業所との協定締結を目標としている。

施策立案の背景・経緯

- 当時の環境保全部長のイニシアティブで検討が開始された。千葉市のISO14001取得と同時期であったため、事業者に対してもPDCAサイクルに基づく取組の推進についての検討が行われた。
- 事業者に対して環境保全活動支援基礎調査にかかるアンケートの実施や、商工会議所・業界団体で組織する「地球環境保全協定促進会議」における意見収集を行った。

施策実施にあたっての工夫など

- 環境保全意識の啓発を目的とした行政・事業者負担の少ない計画・報告制度とした。
- 立ち上げ当初から、協定締結式の実施、業界団体への依頼、個別事業所の訪問等の工夫により、協定締結数を伸ばすことができた。
- 効果を上げるため、温室効果ガス排出の多い業界（自動車、運輸等）に対して優先的に、業界団体を通じた呼びかけを行っている。

関係資料

千葉市地球環境保全協定
 (協定書例、計画書、報告書等のフォーマットも提供されている)
<http://www.city.chiba.jp/env/chikyukyoutei/leaflet.htm>



出典：千葉市地球環境保全協定ホームページ

類似施策実施地方公共団体

- 神戸市：環境保全協定
- 福井県：環境協定
- 岐阜県：環境創出協定 など

目的

ごみの減量と地球温暖化防止。

対象

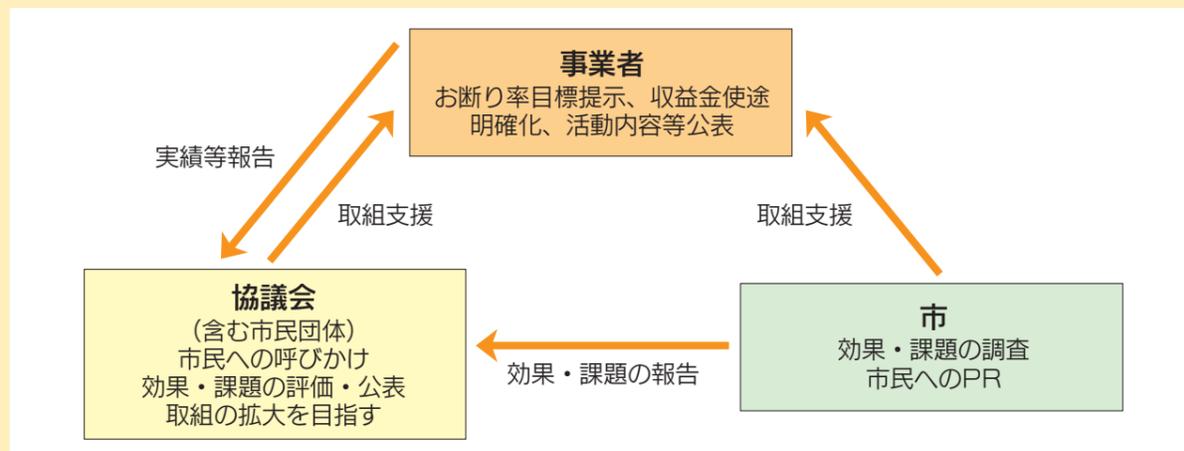
事業者、市民。



出典：市内共通還元制度「エコクーびょん」ホームページ

内容

- 店舗によってバラバラだったレジ袋お断り時のポイント制を、共通の制度とし、普及させることを目的として市内共通還元制度「エコクーびょん」を平成15年度から導入した。参加店舗数はおよそ550店舗。
- 参加店舗からの報告によると、レジ袋お断り率は10%前後で伸び悩んでいたため、更なるお断り率増加のために別の方策を検討し、レジ袋有料化を採用した。
- 緑区をモデル区とし、平成19年10月1日からレジ袋有料化促進モデル事業を開始した。レジ袋の価格は参加店舗に任せられているが、概ね1枚あたり5円となっている。
- モデル区の小売店舗であっても制度への参加は必須ではなく、コンビニは参加していないが、区内の約9割のスーパーマーケットや、ドラッグストア等が参加している。
- 有料化は、事業者、協議会（容器・包装3R推進協議会）、自治体の3者間で協定を結ぶ協定方式をとっている。協定の中では、事業者がお断り率の目標を掲げるほか、有料化によって得た収益金はその使途を環境保全等に役立てることと定めている。
- 平成20年10月4日(土)から東部の7区、平成21年4月4日(土)から西部の8区で有料化を開始し、市内全域へ拡大する。市内全域で実施することで、60%の削減をめざしている。(対平成18年度比)
- 有料化により、当初の目的であるレジ袋の削減が達成できたため、エコクーびょんは平成20年度末で終了する。



出典：名古屋市ホームページ等より環境省作成

適用実績

レジ袋お断り率の推移は以下の通り。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
エコクーびょん	8.5%	8.5%	9.2%	12.2%	15.7%
有料化	-	-	-	-	88%

※有料化が始まった緑区でも、エコクーびょんは継続している。

※19年度の集計期間は、エコクーびょんが平成19年4月～20年3月、レジ袋有料化促進モデル事業が平成19年10月～20年3月。

有料化モデル事業の参加実績：24社46店舗（平成20年4月）。

平成19年10月～翌年3月までのレジ袋削減効果の推計値は以下の通り。

レジ袋削減枚数：1,335万枚	レジ袋削減重量：93t	CO ₂ 削減量：534t
-----------------	-------------	--------------------------

施策立案の背景・経緯

名古屋市では、平成11年の「ごみ非常事態宣言」以後、徹底したリサイクルの取り組みにより、大幅なごみ減量を達成したが、ごみと資源を合わせた総排出量は横這いであった。そこで、発生抑制の第一歩としてレジ袋の削減に取り組んでいる。

当初立ち上げたエコクーびょんというポイント制では、お断り率が1割程度で頭打ちという傾向が見えたため、更なるお断り率向上に向けて有料化の方向で検討が行われた。

施策実施にあたっての工夫など

- 一部の店舗のみで有料化を実施すると、実施していない店舗に消費者が集まってしまう恐れがあるため、行政区という面的な単位をモデル地域とした。
- 協定方式であるため、参加店舗は募集という形態を取っているが、まとまった数の参加店舗の確保が重要であるため、広報による募集だけではなく、事業者説明会や個別に事業者を訪問するなどして呼びかけている。

関係資料

市内共通還元制度「エコクーびょん」

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/gomishigen/sakugen/ecocoupyon/>

レジ袋有料化促進モデル事業

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/gomishigen/sakugen/undou/nagoya00043132.html>

類似施策実施地方公共団体

富山県、愛知県豊田市、愛知県瀬戸市、愛知県豊明市 など

目的

事業所の実施する取組を通じて自動車環境の改善を図り、県民が安心して快適に生活できる自動車環境の実現を図るため。

対象

愛知県内の事業者（個人事業者含む）。

内容

・下表の各取組について、取組の度合いに応じて定めた戦略推進点の合計が3点以上であることを認定の基準として、あいち新世紀自動車環境戦略会議の審査部会で審査を行い、同会議総合調整会議に諮り、同会議議長（知事）が認定を行う。

取組	戦略推進点	
エコカー導入	エコカー割合3割以上	1点
	エコカー台数10台以上かつエコカー割合6割以上	2点
	エコカー台数10台以上かつエコカー割合9割以上	3点
公共交通機関の利用促進等	主たる通勤方法が公共交通機関（送迎用バスを含む）、自転車又は徒歩である従業員割合 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から1km以内の事業所→概ね10割 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から2km以内の事業所→7割以上 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から2km超の事業所→5割以上	1点
エコドライブシステム導入	アイドリング・ストップ装置など、エコドライブを推進する装置付きの自動車の割合→5割以上	1点
グリーン配送制度	導入及び実施	1点
パーク・アンド・ライド用駐車場の提供	1～5台	1点
	6～10台	2点
	11台以上	3点
サイクル・アンド・ライド用、レンタサイクル用駐輪場の提供	1～10台	1点
	11～20台	2点
	21台以上	3点
上記以外の取組（物流事業所の共同輸配送への取組など）	自動車環境の改善に大きく貢献している状況について、個別審査し評価する。	1～3点

・認定事業所には、「あいち新世紀自動車環境戦略推進大会」において、認定証及び表示板の交付を行うほか、自動車エコ事業所認定制度のホームページへの掲載を行っている。



図 エコ事業所認定表示板（出典：愛知県ホームページ）

適用実績

認定年度	16年度	17年度	18年度	19年度
事業者数	10事業所	14事業所	15事業所	10事業所

施策立案の背景・経緯

・平成14年10月に、県民、事業者、NPO及び行政の代表で構成する「あいち新世紀自動車環境戦略会議」において、愛知県の特色を活かした総合的な自動車環境対策である「あいち新世紀自動車環境戦略」が策定された。この中で掲げている7つの作戦の1つ「エコカー導入作戦」を促進する施策として位置付けられている。

施策実施にあたっての工夫など

・認定のハードルの高さがポイントになっており、ハードルが高いからこそ、効果に繋がっていると考えられる。
 ・募集の周知が難しく、認定対象となっても制度を知らない事業者がいる可能性がある。このため、条例による低公害車導入状況報告を活用し、認定対象と想定される事業者に個別に募集案内を行うなどして周知に努めている。

関係資料

自動車エコ事業所の認定について
<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/eco/jidousyaekojigyousyo.html>

目的

環境マネジメントシステムの普及推進。

対象

県内事業者。

内容

地球温暖化防止に向けた事業者の自主的な取り組みを促進するため、自社の環境マネジメントシステムを整備し、これを組織的に運用する事業者を、「環境GS(ぐんま・スタンダード)事業者」として認定し、支援する制度。

県内事業者は、温室効果ガスを持続的に削減するための計画(Plan)を立て、実行(Do)、点検(Check)、見直し(Action)を行う体制、いわゆる「環境マネジメントシステム」を整備し、県はこれを組織的に運用することを支援。認定は単年度とし、認定事業者は翌年度に次年度継続申請を兼ねた取組結果報告を提出することで、認定が継続される。

○認定制度の流れ

- 1.環境GS申請書を県に提出することにより参加可能。
- 2.県は、環境GS認定事業者の取り組みを支援。
- 3.県は、事業者から提出された申請書(実行計画)を認定し、公表。
- 4.事業者は、取り組みが終了したら、結果を評価し県に報告。
結果報告は、継続申請を兼ねる。
- 5.県は、報告を整理し、公表。

○申請の仕方

- 1.環境GSマネージャー及びサブマネージャーの選任
- 2.地球温暖化対策に関する環境基本方針の記載
- 3.取組期間(年度単位を基本)
- 4.指標の設定

「指標」は、現状を数値で把握し、温暖化対策に係る取組の進行を管理するために設定。なお、指標は、おおよその進行管理が可能であればよく、事業活動に伴って排出される温室効果ガスの総排出量を把握する必要はない。年間の電気やガス、重油等、主要なエネルギーの消費量を二酸化炭素の排出量に換算した数値が適当。

- 5.設定した指標により、現状を数値で把握
- 6.現状数値を踏まえ削減目標を設定
- 7.目標の達成に向け、具体的な取組内容を決定

○環境GS認定事業者に対する県の支援

- 1.情報提供、研修会の開催
- 2.環境GS推進員(専門家)の派遣
- 3.優良事業者表彰制度
- 4.環境GS企業エコ改修資金：環境GS認定事業者が、省エネルギー設備や新エネルギー設備の設置・改修工事を行う場合に、融資の対象となる。
- 5.ロゴマークの使用
- 6.民間金融機関からの優遇融資：商工中金の「環境配慮型経営支援貸付」、桐生信用金庫の事業性資金「環境サポート」の融資対象となる。



出典：群馬県環境GS制度HP



出典：群馬県環境GS制度HP



出典：群馬県環境GS制度HP

○結果報告

- 結果報告を取りまとめ、分析・公表を実施。
- 今後、毎年の結果報告の後、結果報告書を公表する予定としている。

適用実績

認定事業者数 668事業者(平成20年8月15日現在、継続申請がなかった事業者を除く)

【年度別認定事業者数】

- 平成18年度 342事業者(継続分は292事業者)
- 平成19年度 209事業者
- 平成20年度 167事業者

【参考】県内ISO14001認定取得事業者数：350(平成20年2月上旬)

施策立案の背景・経緯

- 事業者の二酸化炭素排出削減を促すためには、規制ではなく支援手法を用いるべきとの県民意見や検討結果に基づき、制度の構築について検討を行った。
- 地球温暖化対策の推進に当たっては「環境と経済の両立」の考えが大切であり、温暖化対策に取り組むことが経営面でもプラスに働き、社会的に評価されるための仕組みづくりとして本制度を制定した。

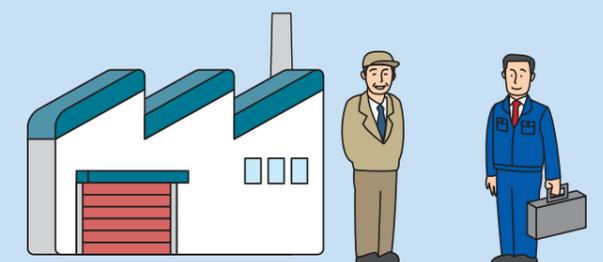
施策実施にあたっての工夫など

- 多くの事業者が取り組みを継続できるよう、県の支援制度として情報提供や研修会の開催、制度融資の提供等を行うほか、事業者の現場での取り組みを支援するため専門家(環境GS推進員)を無料で派遣している。

関係資料

群馬県環境GS認定制度

http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=45610



出典：群馬県環境GS制度HP